＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊　　＊
＊　柏原市議会定例会議案　＊
＊　　＊
＊　　＊
＊　平成２９年第１回　＊
＊　　＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

（平成２９年２月１６日）

目　　次

平成２９年２月１６日　定例会

議案等番号	議　　案　　等　　名	ページ
報 告 第 １ 号	専決処分報告について 「専決第１号　平成２８年度柏原市一般会計補正予算（第７号）」	１
議 案 第 １ 号	平成２９年度柏原市一般会計予算	別冊
議 案 第 ２ 号	平成２９年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算	別冊
議 案 第 ３ 号	平成２９年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）予算	別冊
議 案 第 ４ 号	平成２９年度柏原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案 第 ５ 号	平成２９年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案 第 ６ 号	平成２９年度柏原市市立柏原病院事業会計予算	別冊
議 案 第 ７ 号	平成２９年度柏原市水道事業会計予算	別冊
議 案 第 ８ 号	平成２９年度柏原市下水道事業会計予算	別冊
議 案 第 ９ 号	市道の路線認定及び廃止について	１０
議案第１０号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	１２
議案第１１号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	１３
議案第１２号	柏原市個人情報保護条例の一部改正について	１５

議案第１３号	柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	１７
議案第１４号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	２０
議案第１５号	柏原市市税条例等の一部改正について	２５
議案第１６号	柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	３４
議案第１７号	柏原市国民健康保険条例の一部改正について	３６
議案第１８号	柏原市立サンヒルスポーツセンター条例の制定について	４０
議案第１９号	平成２８年度柏原市一般会計補正予算（第８号）	４６
議案第２０号	平成２８年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）	６４
議案第２１号	平成２８年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第１号）	６９

報告第１号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

専決第１号　　平成２８年度柏原市一般会計補正予算（第７号）

専決第１号

平成２８年度柏原市一般会計補正予算（第７号）

平成２８年度柏原市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９，８６０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，４７４，９３１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２９年１月１６日専決

柏原市長　中　野　隆　司

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18　諸　　収　　入		1,935,559	9,860	1,945,419
	5　雑　　入	1,235,090	9,860	1,244,950
歳　入　合　計		26,465,071	9,860	26,474,931

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総　　務　　費		3,136,893	9,860	3,146,753
	4　選　　挙　　費	90,347	9,860	100,207
歳　出　合　計		26,465,071	9,860	26,474,931

平成２８年度柏原市一般会計補正予算（第７号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）１８　諸収入

（項）５　雑入　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
18			諸収入	1,935,559	9,860	1,945,419			
	5		雑入	1,235,090	9,860	1,244,950			
		2	雑入	1,234,540	9,860	1,244,400			
							1 雑入	9,860	その他雑入

歳　　出

（款）２　総務費

（項）４　選挙費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2			総務費	3,136,893	9,860	3,146,753		9,860			
	4		選挙費	90,347	9,860	100,207		9,860			
		4	市長及び市議会議員補欠選挙費	32,246	9,860	42,106		9,860			
									1 報酬	95	1 市長及び市議会議員補欠選挙執行事業
									3 職員手当等	936	選挙長・選挙立会人報酬（１０人） 95
									7 賃金	89	時間外勤務手当 936
									11 需用費	1,639	アルバイト賃金 89
									12 役務費	8	消耗品費 464
									13 委託料	4,034	印刷製本費 1,175
									14 使用料及び賃借料	45	手数料 8
									19 負担金、補助及び交付金	3,014	期日前投票事務従事者派遣委託料 200
											入場整理券封入封緘委託料 1,026

（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
											ポスター掲示場設置　2,160 保守撤去委託料 選挙公報配布委託料　540 点字版選挙公報等作　108 成委託料 会場使用料　45 選挙運動費用公費負　3,014 担金

補正予算給与費明細書

1　特　別　職　　（単位　千円）

区　　分		職員数（人）	給与費 報　酬	給与費 計	合　　計
補　正　前	その他の特別職	1,242	374,550	374,550	374,550
	計	1,262	487,710	580,691	635,045
補　正　後	その他の特別職	1,252	374,645	374,645	374,645
	計	1,272	487,805	580,786	635,140
比　　較	その他の特別職	10	95	95	95
	計	10	95	95	95

２　一　般　職

（１）総　　括　　（単位　千円）

区　　分	給　　与　　費		合　　計
	職員手当	計	
補　正　前	1,534,122	3,094,071	3,745,134
補　正　後	1,535,058	3,095,007	3,746,070
比　　較	936	936	936

	区　　分	時間外勤務手当
職員手当の内　　訳	補 正 前	52,585
	補 正 後	53,521
	比　　較	936

（２）職員手当の増減額の明細　　（単位　千円）

区　　分	増 減 額	増　減　事　由　別　内　訳		説　　明
職員手当	936	その他の増額分	936	時間外勤務手当

議案第９号

市道の路線認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

（１）　認定する路線

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
8－31	上　市 31 号線	上市 2 丁目 262－42 地先 上市 2 丁目 262－39 地先	
9－102	法善寺 102 号線	法善寺 4 丁目 235－9 地先 法善寺 4 丁目 231－1 地先	
13－52	太平寺 52 号線	太平寺 2 丁目 523－9 地先 太平寺 2 丁目 523－5 地先	
14－23	安　堂 23 号線	安堂町 926－5 地先 安堂町 926－14 地先	
25－99	本　町 99 号線	国分本町 2 丁目 204－4 地先 国分本町 2 丁目 204－5 地先	
25－100	本　町 100 号線	国分本町 2 丁目 204－4 地先 国分本町 2 丁目 204－6 地先	

25－101	本　町 101 号線	国分本町 1 丁目 150－8 地先 国分本町 1 丁目 150－4 地先	
26－73	田　辺 73 号線	田辺 1 丁目 1326－6 地先 田辺 1 丁目 1326－6 地先	
29－101	旭ケ丘 101 号線	旭ケ丘 3 丁目 4860－7 地先 旭ケ丘 3 丁目 4859－1 地先	

（2）　廃止する路線

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
14－23	安　堂 23 号線	安堂町 926－5 地先 安堂町 926－4 地先	

議案第１０号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

記

住　　所

氏　　名

生年月日

職　　業

議案第１１号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（平成２４年柏原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「規則（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会規則）」を「当該附属機関の属する執行機関の規則その他の規程」に改める。

別表の１の表柏原市まちづくりに頑張る自治会・団体に対する補助金交付審査委員会の項の次に次のように加える。

柏原市農業委員会委員選考委員会	農業委員会の委員の候補者の選考に関すること。

別表に次の１表を加える。

３　農業委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
柏原市農地利用最適化推進委員選考委員会	農地利用最適化推進委員の候補者の選考に関すること。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第１２号

柏原市個人情報保護条例の一部改正について

柏原市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

柏原市個人情報保護条例（平成１２年柏原市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「第２項」の次に「(これらの規定を番号法第２６条において準用する場合を含む。)」を加える。

第１９条の２中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第８号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第２０条第１項第１号中「第２８条」を「第２９条」に改める。

第２７条第２項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

附　則

この条例は、平成２９年５月３０日から施行する。

議案第１３号

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年柏原市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第５条第１項中「第１９条第９号」を「第１９条第１０号」に改める。

別表第２の４の項特定個人情報の欄を次のように改める。

障害者関係情報、療育手帳関係情報又は外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第２の５の項中「医療保険給付関係情報、児童手当関係情報」を「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）」に、「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、同表の６の項中「障害者自立支援給付関係情報」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」に改め、同表の９の項中「児童扶養手当法」の次に「（昭和３６年法律第２３８号）」を加え、同表の１１の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「（昭和３９年法律第１２９号）」を加え、同表の１２の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和３９年法律第１３４号）」を加え、同表の１４の項特定個人情報の欄を次のように改める。

障害者関係情報、療育手帳関係情報又は外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第２の２２の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同表の２８の項中「特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当等関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報」に改め、「母子保健法」の次に「(昭和４０年法律第１４１号)」を加える。

附　則

この条例は、平成２９年５月３０日から施行する。

議案第１４号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年柏原市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第２号中「及び孫」を削り、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

第１４条第３項を次のように改める。

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）とする。

第１５条第１項第２号中「前条第２項第２号又は第４号」を「扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号」に改め、同項第３号及び第４号中「、父母等」を「又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第２項中「なった日、」の次に「職員に」を、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第３項中「これを受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいず

れかに該当する場合又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた」に、「扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号」を「第１号」に、「、父母等の同項」を「で第１項」に、「、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等」を「に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3)　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年柏原市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「及び孫」を削り、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２２年柏原市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「及び孫」を削り、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１４条第３項中「前項第１号」の次に「及び第３号から第６号までのいずれか」を加え、「（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円」を「については１人につき６，５００円」に、「８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」を「１０，０００円」に改める。

第１５条第１項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第３号及び第４号を削り、同条第３項中「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、「（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受

けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第５条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１４条第３項中「いずれかに該当する扶養親族」の次に「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を、「６，５００円」の次に「(給料表の特１等級に格付されている職員（医療職給料表の特１等級に格付されている職員にあっては、部長又は理事の職務に格付されているものに限る。）（以下「特１等級職員」という。）にあっては、３，５００円)」を加える。

第１５条第３項中第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

(3)　扶養親族たる配偶者､父母等で第１項の規定による届出に係るものがある特１等級職員が特１等級職員以外の職員となった場合

(4)　扶養親族たる配偶者､父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で特１等級職員以外のものが特１等級職員となった場合

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第４条の規定は平成３０年４月１日から、第５条の規定は平成３１年４月１日から施行する。

議案第１５号

柏原市市税条例等の一部改正について

柏原市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市市税条例等の一部を改正する条例

（柏原市市税条例の一部改正）

第１条　柏原市市税条例（平成２年柏原市条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の３の２第１項中「平成４１年度」を「平成４３年度」に、「平成３１年」を「平成３３年」に改める。

（柏原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　柏原市市税条例等の一部を改正する条例（平成２８年柏原市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（柏原市市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、柏原市市税条例第８条の改正規定を削り、同条例第１０条の改正規定中「「第７３条」の次に「、第８８条の６第１項」を加え、」を削り、同条第２号及び第３号の改正規定中「、「第１０３条第１項」を「第８８条の６第１項の申告書、第１０３条第１項」に改め」を削り、同条例第２０条及び第８７条の改正規定、同条例第８７条の２を削る改正規定、同条例第８８条の改正規定、同条の次に７条を加える改正規定、同条例第８９条から第９６条までの改正規定並びに同条例附則第２９条の次に５条を加える改正規定を削り、同条例附則第３０条の改正規定を次のように改める。

附則第３０条第２項から第４項までの規定中「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改める。

第１条の次に次の１条を加える。

第１条の２　柏原市市税条例の一部を次のように改正する。

第８条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第１０条各号列記以外の部分中「第７３条」の次に「、第８８条の６第１項」を加え、同条第２号及び第３号中「第１０３条第１項」を「第８８

条の６第１項の申告書、第１０３条第１項」に改める。

第２０条中「１００分の１２．１」を「１００分の８．４」に改める。

第８７条第１項及び第２項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

２　前項の三輪以上の軽自動車の取得者には、法第４４３条第２項に規定する者を含まないものとする。

第８７条第３項中「第４４３条第１項」を「第４４５条第１項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第８７条の２を削る。

第８８条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第８８条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項の三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

３　法第４４４条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該

販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

４　法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第８８条の次に次の７条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第８８条の２　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第８８条の３　環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第１５条の１０に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第８８条の４　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1)　法第４５１条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の１

(2)　法第４５１条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の２

(3)　法第４５１条第３項の規定の適用を受けるもの　１００分の３

（環境性能割の徴収の方法）

第８８条の５　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第８８条の６　環境性能割の納税義務者は、法第４５４条第１項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式による申告書を市長に提出するとともに、

その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

２　三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第４５４条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第８８条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から１０日以内とする。

（環境性能割の減免）

第８８条の８　市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第９５条第１項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第８９条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第２号ア中「二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　３，６００円

三輪のもの　年額　３，９００円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用　年額　６，９００円　　を

自家用　年額　１０，８００円

貨物用のもの

営業用　年額　３，８００円

自家用　年額　５，０００円　　」

「(ｱ)　二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　３，６００円
(ｲ)　三輪のもの　年額　３，９００円
(ｳ)　四輪以上のもの
a　乗用のもの
営業用　年額　６，９００円
自家用　年額　１０，８００円
b　貨物用のもの
営業用　年額　３，８００円
自家用　年額　５，０００円　に改
」
め、同号イ中「農耕作業用のもの　年額　２，４００円
その他のもの　年額　５，９００円」を
「(ｱ)　農耕作業用のもの　年額　２，４００円
(ｲ)　その他のもの　年額　５，９００円」に改める。

第９０条（見出しを含む。）及び第９１条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９２条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第４項中「第８７条第２項」を「第８８条第１項」に改める。

第９３条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「第８７条第２項」を「第８８条第１項」に改める。

第９４条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９５条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第１号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第２項中「軽

自動車税」を「種別割」に改め、同条第３項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第９４条第２項各号」を「前条第２項各号」に改め、同条第４項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９６条第２項中「第４４３条」を「第４４５条」に、「第８７条の２」を「第８８条の２」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第７項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第２９条の次に次の５条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第２９条の２　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、大阪府が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第２９条の３　市長は、当分の間、第８８条の８の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第２９条の４　第８８条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「府知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第２９条の５　市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第２９条の１６第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第２９条の６　営業用の三輪以上の軽自動車に対する第８８条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１号	１００分の１	１００分の０．５
第２号	１００分の２	１００分の１

第３号	１００分の３	１００分の２

２　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第８８条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「１００分の３」とあるのは、「１００分の２」とする。

附則第３０条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４４条第３項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア(ｲ)	３，９００円	４，６００円
第２号ア(ｳ)a	６，９００円	８，２００円
	１０，８００円	１２，９００円
第２号ア(ｳ)b	３，８００円	４，５００円
	５，０００円	６，０００円

附則第３０条第２項から第４項までを削る。

附則第１条第２号を次のように改める。

(2)　第１条中柏原市市税条例附則第３０条の改正規定及び附則第３条の２の規定　平成２９年４月１日

附則第１条に次の１号を加える。

(4)　第１条の２及び第２条の規定並びに第３条中柏原市市税条例等の一部を改正する条例附則第５条第７項の表第１０条第３号の項の改正規定（「第１０３条第１項」を「第８８条の６第１項の申告書、第１０３条第１項」に改める部分に限る。）並びに附則第２条の２及び第４条の規定　平成３１年１０月１日

附則第２条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第３項を削り、第４項を第３項とし、同条の次に次の１条を加える。

第２条の２　第１条の２の規定による改正後の柏原市市税条例（附則第４条

において「３１年新条例」という。）第２０条の規定は、附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第４条の見出しを削り、同条第１項中「新条例」を「３１年新条例」に、「附則第１条第２号」を「附則第１条第４号」に改め、同条第２項中「新条例」を「３１年新条例」に、「平成２９年度」を「平成３２年度」に、「平成２８年度分」を「平成３１年度分」に改め、附則第３条の次に次の見出し及び１条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条の２　新条例附則第３０条の規定は、平成２９年度分の軽自動車税について適用する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１６号

柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

柏原市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和５５年柏原市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第３項中「第６条の４第１項」を「第６条の４」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第１７号

柏原市国民健康保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第１条　柏原市国民健康保険条例（昭和４２年柏原市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。第２０条第１項第１号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加え、「第２０条において」を「第２０条第１項第１号において」に改める。

第２０条第１項第１号中「、また」及び「(昭和４０年法律第３３号)」を削り、「附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第２条　柏原市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「配当所得等の金額」の次に「(同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」を加え、「に該当する」を「の適用がある」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「附則第３５条の２の６第１１項若しくは第１５項又は第３５条の３第１５項」を「附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項」に改める。

第２０条第１項第１号中「配当所得等の金額」の次に「(同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の

金額)」を、「譲渡所得等の金額」の次に「（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「附則第３５条の２の６第１１項若しくは第１５項又は第３５条の３第１５項」を「附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項」に改める。

第３条　柏原市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第１６条第１項から第３項までを次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第１期　６月１日から同月末日まで

第２期　７月１日から同月末日まで

第３期　８月１日から同月末日まで

第４期　９月１日から同月末日まで

第５期　１０月１日から同月末日まで

第６期　１１月１日から同月末日まで

第７期　１２月１日から同月２８日まで

第８期　１月４日から同月末日まで

第９期　２月１日から同月末日まで

第１０期　３月１日から同月末日まで

２　納期の末日が、日曜日に当たるときはその日の翌日を、土曜日に当たるときはその日の翌々日を当該納期の末日とする。

３　各納期の納付額は、保険料の賦課額を１０で除して得た額とし、その額に１００円未満の端数があるときは、当該端数の額を全て最初の納期の納付額に合算するものとする。

第１７条を次のように改める。

第１７条　削除

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の柏原市国民健康保険条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第１８号

柏原市立サンヒルスポーツセンター条例の制定について

柏原市立サンヒルスポーツセンター条例を次のように制定する。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

柏原市条例第　　号

柏原市立サンヒルスポーツセンター条例

（設置）

第１条　体育及びスポーツの振興を図り市民の体力の向上と健康の増進に資するため、サンヒルスポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1)　名称　柏原市立サンヒルスポーツセンター

(2)　位置　柏原市安堂町１１５番地の１

（施設）

第３条　スポーツセンターは、次の施設で構成する。

(1)　庭球場

(2)　屋外プール

（指定管理者による管理）

第４条　スポーツセンターの管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、柏原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　スポーツセンターの維持管理に関する業務

(2)　スポーツセンターの使用許可に関する業務

(3)　体育及びスポーツの普及に関する自主事業等の業務

(4)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（開場日等）

第６条　庭球場の開場日は１月４日から１２月２８日までとし、開場時間は午前９時から午後９時までとする。

２　屋外プールの開場日は７月２０日から８月３１日までとし、開場時間は午前９時３０分から午後５時までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場日若しくは開場時間を変更し、又は臨時に休場することができる。

（使用の許可等）

第７条　スポーツセンターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

２　指定管理者は、前項の許可に際し、管理及び運営上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の制限）

第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツセンターの使用を許可しない。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2)　施設又は附属設備を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められるとき。

(3)　興行又は営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。

(5)　指定管理者が管理及び運営上不適当と認めるとき。

（許可の取消し等）

第９条　指定管理者は、スポーツセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツセンターの使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止を命ずることができる。

(1)　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(2)　前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3)　災害その他緊急やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要と認め

たとき。

２　前項の規定による使用の許可の取消し等によって使用者に損害が生じても、指定管理者及び教育委員会は、その責めを負わない。

（使用料）

第１０条　使用者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるときに使用料を納めなければならない。

(1)　庭球場　第７条第１項の許可を受けたとき。

(2)　屋外プール　第７条第１項の許可を受けようとするとき。

２　スポーツセンターの使用料の額は、別表に定める額とする。

（使用料の減免）

第１１条　市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の使用料（屋外プール及び附属施設の使用料を除く。）を減額し、又は免除するものとする。

(1)　本市が主催若しくは共催する行事又は本市の要請に基づく行事に使用する場合　全額

(2)　本市の体育及びスポーツの発展に寄与することを目的として設立された団体が、その目的を達成するための行事に使用する場合であって、教育委員会が認めた場合　半額

（使用料の還付）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

(1)　スポーツセンターの管理及び運営上の理由により使用の許可を取り消した場合

(2)　災害その他緊急やむを得ない理由によりスポーツセンターの使用ができなかった場合

(3)　使用予定日の５日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合

２　前項の規定による使用料の還付は、第１号及び第２号に該当する場合は既納の使用料の全額、第３号に該当する場合は既納の使用料の半額を還付するものとする。

（目的外使用等の禁止）

第１３条　使用者は、許可を受けた目的以外にスポーツセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別設備の承認）

第１４条　使用者は、スポーツセンターの施設又は附属器具に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復義務等）

第１５条　使用者は、スポーツセンターの施設又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

この条例は、平成２９年７月１日から施行する。

別表（第１０条第２項関係）

(1)　庭球場

単　　位	使　　用　　料	
１コート１時間	市内料金	９００円
	市外料金	１，２００円

(2)　屋外プール

区　　分	使　　用　　料	
大人１人１回	市内料金	９００円
	市外料金	１，４００円
小人１人１回	市内料金	５００円
	市外料金	８００円
乳幼児	無料	

(3)　附属施設

附属施設	単　　位	使 用 料
庭球場照明設備	１コート１時間	５００円
コインロッカー	１個１回	１００円

備考

１　この表において「市内料金」とは、本市に在住、在勤又は在学する者に適用する。

２　この表において「市外料金」とは、市内料金の適用を受ける者以外の者に適用する。

３　庭球場の使用時間に１時間未満の端数が生じたときは、切り上げて１時間とする。

４　この表において「大人」とは中学生以上の者をいい、「小人」とは満３歳以上中学生未満の者をいい、「乳幼児」とは満３歳未満の者をいう。

議案第１９号

平成２８年度柏原市一般会計補正予算（第８号）

平成２８年度柏原市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１３，６１５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，７８８，５４６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の補正は、「第３表地方債補正」による。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		4,200,000	252,411	4,452,411
	1 地方交付税	4,200,000	252,411	4,452,411
13 国庫支出金		5,054,385	74,340	5,128,725
	2 国庫補助金	1,248,082	74,340	1,322,422
14 府支出金		1,686,832	1,209	1,688,041
	1 府負担金	1,127,801	1,209	1,129,010
15 財産収入		24,533	2,313	26,846
	1 財産運用収入	20,530	2,313	22,843
18 諸収入		1,945,419	△ 291,058	1,654,361
	5 雑入	1,244,950	△ 291,058	953,892
19 市債		1,617,223	274,400	1,891,623
	1 市債	1,617,223	274,400	1,891,623
歳入合計		26,474,931	313,615	26,788,546

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		3,146,753	2,177	3,148,930
	1　総務管理費	2,467,506	2,177	2,469,683
3　民生費		12,008,305	5,525	12,013,830
	1　社会福祉費	5,583,889	5,525	5,589,414
4　衛生費		2,106,244	△ 25,427	2,080,817
	2　清掃費	1,136,632	△ 25,427	1,111,205
7　土木費		2,567,092	10,056	2,577,148
	2　道路橋りょう費	1,014,956	10,000	1,024,956
	3　都市計画費	323,216	56	323,272
8　消防費		849,920	△ 9,904	840,016
	1　消防費	849,920	△ 9,904	840,016
9　教育費		2,317,732	331,188	2,648,920
	1　教育総務費	684,435	△ 12,012	672,423
	3　中学校費	298,981	343,200	642,181
歳出合計		26,474,931	313,615	26,788,546

第2表　繰越明許費

（単位　千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事業	5,497
3 民生費	1 社会福祉費	経済対策臨時福祉給付金給付事業	279,111
7 土木費	2 道路橋りょう費	国分寺大橋補修及び耐震補強工事	10,000
9 教育費	3 中学校費	中学校普通教室空調設備設置工事	87,000
		中学校校舎耐震化事業	256,200

第３表　地 方 債 補 正

変　　更　　（単位　千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	
	補　正　前	補　正　後
義　務　教　育　施　設　整　備　事　業	30,700	305,100

平成２８年度柏原市一般会計補正予算（第８号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）９　地方交付税

（項）１　地方交付税　　（単位　千円）

款	項	目	項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
9			地方交付税	4,200,000	252,411	4,452,411			
	1		地方交付税	4,200,000	252,411	4,452,411			
		1	地方交付税	4,200,000	252,411	4,452,411			
							1 地方交付税	252,411	普通交付税

（款）１３　国庫支出金

（項）２　国庫補助金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
13			国庫支出金	5,054,385	74,340	5,128,725			
	2		国庫補助金	1,248,082	74,340	1,322,422			
		4	土木費国庫補助金	281,881	5,000	286,881			
							1 道路橋りょう費補助金	5,000	橋りょう修繕事業補助金
		5	教育費国庫補助金	94,563	69,340	163,903			
							2 中学校費補助金	69,340	学校施設環境改善交付金

（款）１４　府支出金

（項）１　府負担金　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
14			府支出金	1,686,832	1,209	1,688,041			
	1		府負担金	1,127,801	1,209	1,129,010			
		1	民生費府負担金	1,126,004	1,209	1,127,213			
							1 社会福祉費負担金	1,209	保険基盤安定負担金（後期高齢者医療保険分）

（款）１５　財産収入

（項）１　財産運用収入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
15			財産収入	24,533	2,313	26,846				
	1		財産運用収入	20,530	2,313	22,843				
		2	利子及び配当金	3,469	△ 1,495	1,974				
							1 利子及び配当金	△ 1,495	財政調整基金	△ 256
									公園等整備事業基金	△ 498
									老人福祉基金	△ 749
									文化・スポーツ国際交流基金	8
		3	基金運用収入	1,160	3,808	4,968				
							1 基金運用収入	3,808	財政調整基金繰替運用収入	2,425
									老人福祉基金繰替運用収入	829
									公園等整備事業基金繰替運用収入	554

（款）１８　諸収入

（項）５　雑入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
18			諸収入	1,945,419	△ 291,058	1,654,361			
	5		雑入	1,244,950	△ 291,058	953,892			
		2	雑入	1,244,400	△ 291,058	953,342			
							1 雑入	△ 291,058	その他雑入

（款）１９　市債

（項）１　市債　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
19			市債	1,617,223	274,400	1,891,623			
	1		市債	1,617,223	274,400	1,891,623			
		3	教育債	30,700	274,400	305,100			
							2 中学校債	274,400	中学校普通教室空調設備設置事業債 81,800 柏原中学校校舎耐震化事業債 192,600

歳　　出

（款）２　総務費

（項）１　総務管理費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2			総務費	3,146,753	2,177	3,148,930	2,177				
	1		総務管理費	2,467,506	2,177	2,469,683	2,177				
		4	財産管理費	656,620	2,169	658,789	その他				
							2,169		25 積立金	2,169	7 基金 財政調整基金積立金
		6	国際事業費	875	8	883	その他				
							8		19 負担金、補助及び交付金	△ 461	1 国際交流事業 文化・スポーツ国際交流事業補助金　△ 461
									25 積立金	469	2 基金 文化・スポーツ国際交流基金積立金　469

（款）３　民生費

（項）１　社会福祉費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
3			民生費	12,008,305	5,525	12,013,830	1,209	4,316			
	1		社会福祉費	5,583,889	5,525	5,589,414	1,209	4,316			
		1	社会福祉総務費	1,272,815	3,914	1,276,729		3,914			
									28 繰出金	3,914	11 国民健康保険事業会計繰出金 （施設勘定堅上診療所）
		11	後期高齢者医療保険福祉費	833,908	1,611	835,519	府支出金 1,209	402			
									28 繰出金	1,611	2 後期高齢者医療事業会計繰出金 後期高齢者医療保険基盤安定繰出金

（款）４　衛生費

（項）２　清掃費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
4			衛生費	2,106,244	△ 25,427	2,080,817		△ 25,427			
	2		清掃費	1,136,632	△ 25,427	1,111,205		△ 25,427			
		1	清掃総務費	810,788	△ 25,427	785,361		△ 25,427			
									19 負担金、補助及び交付金	△ 25,427	7 柏羽藤環境事業組合負担金

（款）７　土木費

（項）２　道路橋りょう費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
7			土木費	2,567,092	10,056	2,577,148	5,056	5,000			
	2		道路橋りょう費	1,014,956	10,000	1,024,956	5,000	5,000			
		4	橋りょう維持費	40,322	10,000	50,322	国庫支出金 5,000	5,000			
									15 工事請負費	10,000	2 橋りょう維持事業 国分寺大橋補修及び耐震補強工事（図面番号 1）

（項）３　都市計画費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
	3		都市計画費	323,216	56	323,272	56				
		3	公園緑化費	131,511	56	131,567	その他 56				
									25 積立金	56	11 基金 公園等整備事業基金積立金

（款）８　消防費

（項）１　消防費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
8			消防費	849,920	△ 9,904	840,016		△ 9,904			
	1		消防費	849,920	△ 9,904	840,016		△ 9,904			
		1	常備消防費	794,364	△ 9,904	784,460		△ 9,904			
									19 負担金、補助及び交付金	△ 9,904	2 柏羽藤消防組合負担金

（款）９　教育費

（項）１　教育総務費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
9			教育費	2,317,732	331,188	2,648,920	342,963	△ 11,775			
	1		教育総務費	684,435	△ 12,012	672,423		△ 12,012			
		4	学校給食費	335,041	△ 12,012	323,029		△ 12,012			
									19 負担金、補助及び交付金	△ 12,012	1 藤柏学校給食組合負担金

（項）３　中学校費　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
3			中学校費	298,981	343,200	642,181	342,963	237			
	1		学校管理費	237,437	87,000	324,437	国庫支出金 5,086 地方債 81,800	114			
									15 工事請負費	87,000	4 中学校施設整備事業 中学校普通教室空調設備設置工事（図面番号 ２）
	3		学校建設費	9,138	256,200	265,338	国庫支出金 63,477 地方債 192,600	123			
									13 委託料 15 工事請負費	6,200 250,000	1 中学校校舎耐震化事業 柏原中学校校舎耐震化工事監理業務委託料 6,200 柏原中学校校舎耐震化工事 250,000 （図面番号 ３）

議案第２０号

平成２８年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６１１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８５１，６７８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２９年２月１６日提出

柏原市長　中　野　隆　司

第1表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　繰入金		180,418	1,611	182,029
	1　一般会計繰入金	180,418	1,611	182,029
歳入合計		850,067	1,611	851,678

歳　　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　後期高齢者医療広域連合負担金		833,897	1,611	835,508
	1　後期高齢者医療広域連合負担金	833,897	1,611	835,508
歳出合計		850,067	1,611	851,678

平成２８年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）２　繰入金

（項）１　一般会計繰入金　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
2			繰入金	180,418	1,611	182,029			
	1		一般会計繰入金	180,418	1,611	182,029			
		1	一般会計繰入金	180,418	1,611	182,029			
							1 保険基盤安定繰入金	1,611	保険基盤安定繰入金

歳　　出

（款）２　後期高齢者医療広域連合負担金

（項）１　後期高齢者医療広域連合負担金　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2			後期高齢者医療広域連合負担金	833,897	1,611	835,508		1,611			
	1		後期高齢者医療広域連合負担金	833,897	1,611	835,508		1,611			
		1	後期高齢者医療広域連合負担金	833,897	1,611	835,508		1,611			
									19 負担金、補助及び交付金	1,611	1 後期高齢者医療広域連合負担金 保険基盤安定負担金

議案第２１号

平成２８年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第１号）

平成２８年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第１条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表歳入予算補正」による。

平成２９年２月１６日提出

柏 原 市 長　　中　　野　　隆　　司

第1表　歳 入 予 算 補 正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　診　療　収　入		8,364	△ 200	8,164
	1　外　来　収　入	8,364	△ 200	8,164
3　諸　収　入		4,099	△ 3,714	385
	2　雑　入	4,098	△ 3,714	384
4　繰　入　金		0	3,914	3,914
	1　他会計繰入金	0	3,914	3,914
歳　入　合　計		12,473	0	12,473

平成２８年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）補正予算（第１号）説明書

歳入補正予算事項別明細書

歳　　入

（款）１　診療収入

（項）１　外来収入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1			診療収入	8,364	△ 200	8,164			
	1		外来収入	8,364	△ 200	8,164			
		1	診療報酬	8,364	△ 200	8,164			
							1 現年度分	△ 200	診療報酬

（款）３　諸収入

（項）２　雑入　　（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
3			諸収入	4,099	△ 3,714	385			
	2		雑入	4,098	△ 3,714	384			
		1	雑入	4,098	△ 3,714	384			
							1 雑入	△ 3,714	その他雑入

（款）４　繰入金

（項）１　他会計繰入金　　（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
4			繰入金	0	3,914	3,914			
	1		他会計繰入金	0	3,914	3,914			
		1	一般会計繰入金	0	3,914	3,914			
							1 繰入金	3,914	一般会計繰入金